

本庄市教育委員会傍聴人規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすること。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(退場)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならぬ。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。